

事件勉強会資料（視覚的著作物の無断使用による損害額）

平成29年8月9日

片山

第1 相談内容

- 1 イラスト画家Sが本件イラストを作成
- 2 I社がエージェントとして、本件イラストについて、年額●万円の使用料を設定
- 3 平成■年■月、K団体がHPに掲載するために、インターネットで無料画像を検索し、本件イラストをダウンロードした上で、HPに掲載
- 4 平成■年■月、I社がK団体HPに本件イラストを掲載していることを発見
- 5 平成■年■月、I社がK団体に対して、警告文を送付
- 6 I社のイラスト使用規程のうち、無断使用に関する規定の内容は以下のとおり
  - ① 無断使用料の場合のペナルティは、通常の使用料の●倍（+税）
  - ② 無断使用料の場合は、更に、●万円の事務費用（+税）
- 7 I社からK団体に対して、通常の使用料の約●倍の支払請求

第2 争点（著作権侵害の損害額）

- 1 著作権法114条3項 著作権者・・・は、故意又は過失によりその著作権・・・を侵害した者に対し、その「著作権・・・の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。
- 2 使用規程のペナルティ条項の定めにしたがって算出した金額が損害額として認められるか。

第3 判例の検討（別紙参照）

- 1 原則として通常使用料相当額の損害しか認められない（推定規定どおり）
- 2 加算の余地あり
  - (1) 明らかに権利者の意思に反する使用態様等 → 相当額から加算（反証）(④)
  - (2) 無断使用の場合に、業界においてペナルティを課す一般的慣行の立証  
→ 相当額の算定 (⑨)
  - (3) その他 今後、加算される使用態様等の裁判例の蓄積が必要

以上